

周南市誕生20周年記念式典及び交流イベント運営業務仕様書

1. 目的

周南市誕生20周年の節目を迎え、これまで市政の推進にご尽力いただいた方の功績を称え、今後一層の本市の発展と活力あるまちづくりにつなげるために記念式典及び交流イベントを開催し、多くの市民に参加いただくことで新型コロナウイルス感染症により失われてきた、人と人がつながる機会を再構築することを目的とする。

2. 履行期間

契約締結日から令和5年11月30日

3. 記念式典・交流イベントの概要（案）

(1)開催日時 令和5年10月22日（日）

受付 9:30～ 式典 10:00～12:30 交流イベント 10:00～15:00

※前日準備・リハーサルあり

(2)開催場所 周南市文化会館

※会場の借上げは周南市が行う

(3)式典内容

開式

市長・議長挨拶

祝辞

来賓紹介・祝電披露

市政功労者表彰

閉式

随時、アトラクションなどの演出

(4)アトラクション アトラクションの内容として、以下の2項目は必須とする。

①周南市プロモーション動画の披露

・素材（5分程度）は周南市が制作し提供する。

②山口県警音楽隊の演奏

・出演の調整は周南市が行う。（演奏時間60分程度）

(5)交流イベント 周南市文化会館内を利用してイベントを実施

※会場内に周南公立大学による「出張大学祭」ブース（2m×3m程度）のスペースを確保すること。なお、周南公立大学との調整は周南市が行う。

※当日は館内全ての部屋を使うことが可能

※大ホールステージは、式典終了後の13時以降は交流イベントの会場として使用可能

※正面入口前や駐車場でのイベントは不可とする

(6)出席者 700人（表彰者250人、招待者150人、一般来場者300人）

(7)その他 式典参加者以外の市民も参加して楽しめるイベント等を実施

4. 周南市誕生20周年記念事業のコンセプト

令和2年以降、新型コロナウイルスの蔓延により、これまで日常と思われていた行事やイベントなどが実施できず、「人と人とが交わる機会」が大きく失われてきた。そこで、周南市誕生20周年を迎える令和5年度は、市民が新たな時代に向け大きな一歩を踏み出すことができるよう、「ここから、こころつながる。周南市」をメインテーマに記念事業を開催し、コロナ禍以前の「人のつながり」の再構築することで、市民の本市への愛着と誇りを醸成する。

5. 業務内容

- (1) 行事運営
 - ・ 式典・イベント構成（内容は3. 記念式典・交流イベントの概要（案）を参照）
 - ・ 司会進行（前日リハーサルあり）
 - ・ 記念式典における手話通訳、要約筆記手配
 - ・ 進行台本、会場レイアウト、その他必要なマニュアル等を作成
 - ・ 式典を演出するための音響・照明スタッフの手配
 - ※機材は文化会館のものを使用可
 - ・ 「3. 記念式典・交流イベントの概要（案）」の内容に加え実施するアトラクションやイベントの進行管理
- (2) 会場設営
 - ・ 受付所
 - ・ 周南市文化会館内及びその周辺の装飾
 - ・ 会場案内、案内看板
 - ・ 祝電等掲出看板
 - ・ 舞台装飾（横断幕または懸垂幕等）
- (3) 事前準備
 - ・ 記念品準備（表彰者用2,000円×250人分）
 - ※記念品の内容については提案に基づき本市が決定
 - ・ 案内状作成、筆耕、出席連絡用はがきの印刷 400人分
 - ※発送は周南市が行う
 - ・ 式典パンフレット（式次第及び表彰者概要等をまとめたもの）の印刷
 - ※数量は400部とし、データは周南市が作成し提供
 - ・ 当日各種配布物の手配、封入（紅白饅頭、お茶、ノベルティ、封入用袋・式典パンフレット）
 - ※数量は400人分とし、そのうち250人分は上記表彰者用記念品を封入すること
 - ※ノベルティは周南市から提供し、それ以外は受託者が準備する
 - ・ 表彰状の印刷
 - ※用紙は周南市が準備する
 - ・ 式典、イベントの情報発信・PR
- (4) その他
 - ・ 実施計画書の作成（契約締結後、速やかに）
 - ・ 駐車場警備員の手配（駐車場4カ所を管理できる人数を配置）

6. 企画提案書の内容について

- (1) 周南市誕生20周年記念式典及び交流イベントの開催目的等を十分に踏まえ、単なる式典・イベントではなく、参加者の心に残るような印象的な式典演出・構成について提案すること。
- (2) 「3. 記念式典・交流イベントの概要（案）」に示した必須アトラクション及び出張大学祭の関係者との調整は周南市が行うこととするが、それ以外のアトラクション及び交流イベントの出演者等の調整は受託者が行うこととする。なお、出演者の要望に応じた準備、謝礼、交通費等は受託者の負担とする。
- (3) 演出や会場装飾、記念品など随所に周南市らしさを提案すること。
- (4) 式典演出、イベント内容及び会場装飾において、提案上限額の範囲内で事業のコンセプトを踏まえつつも独自性の高い企画を提案すること。
- (5) 当日は徳山動物園が無料開園を予定していることから、これらと合わせて一体的なイベントとなるよう留意すること。
- (6) その他については「3. 記念式典・交流イベントの概要（案）」及び「5. 業務内容」を参考に企画提案書を作成すること。

7. 個人情報の保護

受託者は、この契約に定める義務の履行に伴う個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

8. その他

- (1) 式典及びイベント終了後における運搬物、製作物等の撤収、撤去等は当日のうちに受託者が行うこと。
- (2) 式典において音楽を使用する場合の著作権料等は委託料に含むものとする。
- (3) 本業務の履行に当たって、源泉徴収が必要な報酬、料金等の支払いを行った場合は、当該源泉徴収を受託者において行うこと。
- (4) 受託者は、業務の全部を第三者へ再委託してはならない。本業務を効率的かつ効果的に実施するため業務の一部を再委託する場合は、再委託理由、業務分担等を周南市に申請し、承諾を得なければならない。
- (5) 受託者は、周南市と十分な協議を行いながら業務を進めることとし、契約書及び仕様書に定めのない事項、又は内容に疑義が生じた場合は、周南市との協議により決定するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び以下の事項を遵守し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を実施するために取得する個人情報については、当該業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理その他の必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

3 受注者は、この契約による業務の従事者に対して、その在職中であると職を退いた後であることを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第6 受注者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(複写・複製等の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務を実施するために発注者から引き渡された個人情報記録された資料等の複写、複製、又は持ち出しを行ってはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、この契約による業務を実施するための個人情報の処理は自ら行うものとし、発注者の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託する場合を含む。）又はこれに類する行為（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 受注者は、前項の承認を得て再委託をする場合には、再委託先に対し、発注者及び受注者と同様の安全管理措置を講じなければならぬことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託に係る連帯責任)

第9 受注者は、再委託先の行為について、再委託先と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託先に対する管理及び監督)

第10 受注者は、再委託をする場合には、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督状況を報告しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第11 受注者は、この契約による業務を実施するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等について、業務完了後、直ちに発注者の指示に基づいて返還、廃棄、又は消去しなければならない。

2 受注者は、前項の資料等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

(遵守状況に関する報告)

第12 受注者は、発注者からこの特記事項の遵守状況について報告を求められた場合には、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。

(監査等)

第13 発注者は、この契約による業務の実施に伴う個人情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行う

ことができる。受注者及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、発注者又は発注者の指定した者の行う監査等に協力しなければならない。

- 2 発注者は、前項の目的を達成するため、受注者及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の実施に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時における報告等)

第14 受注者は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示のもとセキュリティ上の補完、情報の修復等の措置をとるとともに再発防止の措置を講じなければならない。

- 2 発注者は、前項の事態が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、受注者及び再委託先の名称等の必要な事項を公表することができる。

(契約の解除及び損害の賠償)

第15 発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

- 2 受注者は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。